

平成 22(2010)年 10 月 13 日
東京急行電鉄株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
独立行政法人都市再生機構

東京都市計画事業 渋谷駅街区土地区画整理事業の 実施について

渋谷駅を中心とした渋谷駅街区においては、「渋谷駅街区基盤整備方針（平成 20 年 6 月）」や都市計画決定（平成 21 年 6 月）を受け、鉄道施設の機能更新及び駅ビルの再開発と一体的に駅前広場など公共施設の再編・拡充を実施するため、地権者（東京急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び東京地下鉄株式会社）及び独立行政法人都市再生機構で土地区画整理事業の検討を進めてまいりました。

明日（10 月 14 日）、土地区画整理法第 4 条第 1 項の規定に基づき、東京都市計画事業渋谷駅街区土地区画整理事業の施行が認可される予定となり、事業に着手することと致しましたのでお知らせします。

お問い合わせは下記へお願いします。

<東京急行電鉄株式会社>

社長室 広報部 広報課

（電話）03-3477-6086

<東日本旅客鉄道株式会社>

広報部 報道グループ

（電話）03-5334-1300

<東京地下鉄株式会社>

広報部 広報課

（電話）03-3837-8277

<独立行政法人都市再生機構>

東京都心支社 総務企画部 総務チーム

（電話）03-5323-0087



UR 都市機構

街に、ルネッサンス

東京都市計画事業 渋谷駅街区土地区画整理事業の実施について

1 事業の名称

東京都市計画事業 渋谷駅街区土地区画整理事業

2 施行者

渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者

- ・東京急行電鉄株式会社
- ・独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）

UR都市機構は、既成市街地での土地区画整理事業に係る豊富な事業の経験・知見を持ち、かつ中立性・公平性を有することから、鉄道施設など輻輳する都市基盤との調整を要する複雑な本事業を円滑に推進するため、事業の技術支援を行う者として地権者の要請により事業参画するものです。

3 地権者

東京急行電鉄株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社

4 施行区域

渋谷区道玄坂一丁目、道玄坂二丁目、渋谷一丁目、渋谷二丁目、渋谷三丁目、東一丁目の各一部

5 認可予定日

平成22年10月14日

6 施行期間

平成22年度～平成38年度

7 事業の特徴と意義

- (1) 本事業は、日本有数の大規模公共交通ターミナルである渋谷駅を中心とする区域において駅前広場等の公共施設を再整備・拡充することにより、安全で快適な都市空間を創出し、都市再生緊急整備地域に指定されている渋谷駅周辺地域における連鎖的な都市再生の契機となるものです。

- (2) 本事業は公民のパートナーシップ（連携）により、渋谷駅の機能更新及び駅ビルの再開発といった他事業と一体的に行うものであり、大規模都市再生プロジェクトの一環として、都市基盤の整備を図るものです。
- (3) 本事業は、現在進められている東急東横線の地下化・東京メトロ副都心線との相互直通運転を契機として、JR及び東京メトロ渋谷駅の機能更新とあわせて駅前広場等の都市空間を立体的に再編し、交通結節点としての機能強化を図るものです。

8 主な整備内容

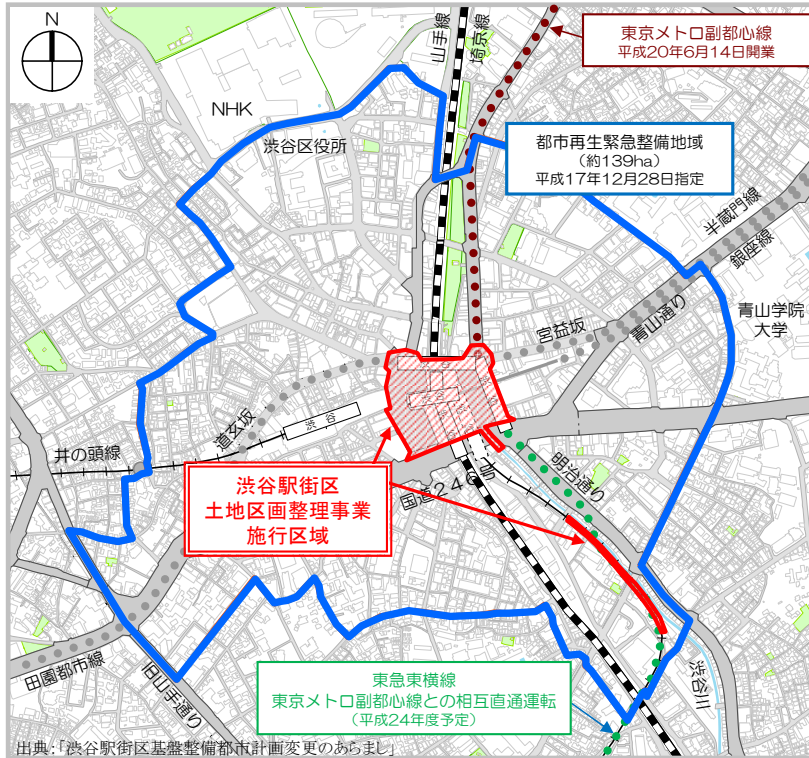
- ・東西駅前広場（東口地下広場、西口タクシープール含む）を整備し、安全で快適な歩行者空間を創出するとともに、多様な交通手段の結節機能強化を図ります。
- ・東西駅前広場の整備に伴い、銀座線の橋脚及び渋谷川を移設します。
- ・東口駅前広場の地下に雨水貯留施設を整備し、水害に強く安全・安心なまちの実現を図ります。
- ・東西駅前広場をつなぐ自由通路を南北2箇所を整備し、駅前広場の連続性・一体性を確保することにより快適な歩行空間を創出します。

9 事業の概要（別紙参照）

渋谷駅街区土地区画整理事業の概要

1. 地区概要

本地区は、JR、東急、京王、東京メトロの6駅8線の鉄道路線が結節するとともに、都内最大級のバスターミナルを持つ全国有数の公共交通拠点である渋谷駅を中心とした地区です。公共交通施設の集積とともに、渋谷駅周辺の商業地への玄関口でもあることから多くの歩行者が集まる都市活動の拠点となっていますが、駅施設は増改築が繰り返されているため複雑化しており利便性を欠いています。また、駅周辺についても、安全で快適な歩行者空間の確保、交通結節機能の強化、錯綜する交通動線の改善など、多くの課題を抱えています。



2. 経緯

平成17年12月	都市再生緊急整備地域指定(渋谷駅周辺地域)
平成18年度～	渋谷駅周辺基盤整備検討会、渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会、駅中心地区まちづくりガイドライン検討会
平成19年度	渋谷駅中心地区まちづくりガイドライン2007公表
平成20年6月	渋谷駅街区基盤整備方針公表
平成21年6月	都市計画決定
平成22年10月	渋谷駅街区土地区画整理事業 施行認可予定

3. 事業概要

事業目的

本地区は、都市再生特別措置法に基づき「渋谷駅周辺都市再生緊急整備地域」に指定された区域の中央に位置しており、整備目標においても「駅施設の機能更新と再編を進めるとともに、それを契機に開発の連鎖による総合的なまちづくりを推進し、駅から周辺の個性的な街へ連続する、にぎわいと回遊性のある安全・安心で歩いて楽しい都市空間を形成」することとしています。

本事業は、東急東横線の地下化、東京メトロ副都心線との相互直通運転を契機として渋谷駅周辺の交通結節機能の強化を図るため、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

施行者

渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者

【代表者】

東京急行電鉄株式会社
 <代表者として事業の施行を担当>

【同意施行者】

独立行政法人都市再生機構
 <土地区画整理事業の技術的事項を担当>



東口バスターミナル<現状>



西口バスターミナル<現状>

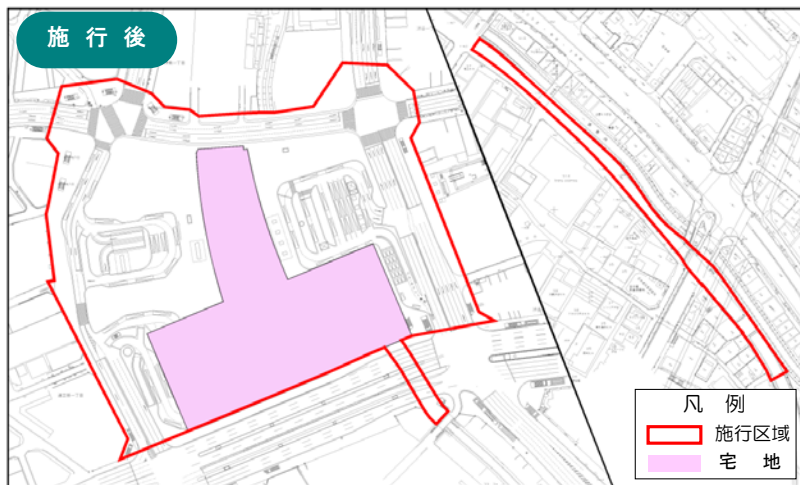
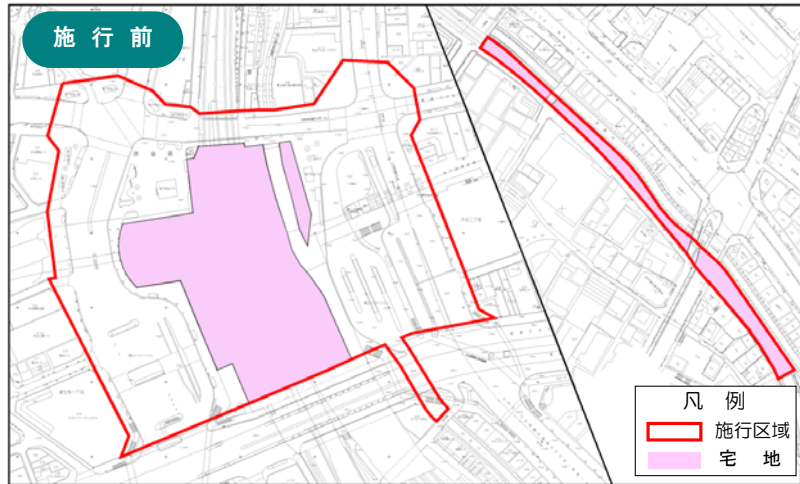


ハチ公広場<現状>

- 地権者数：3名
 (東京急行電鉄株、東日本旅客鉄道株、東京地下鉄株)
- 地区面積：5.5ha
- 施行期間：平成22年度～平成38年度
- 事業費：約577億円

渋谷駅街区土地区画整理事業の概要

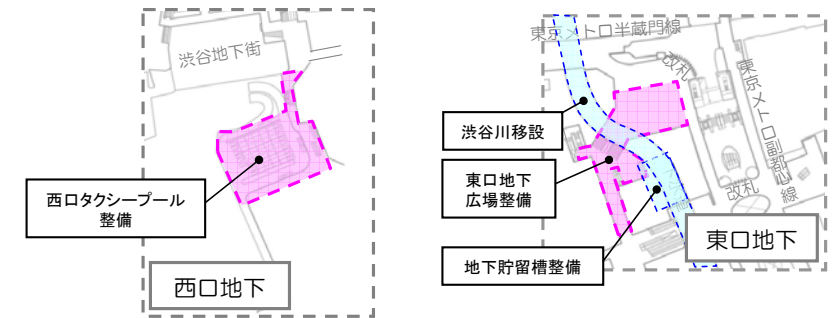
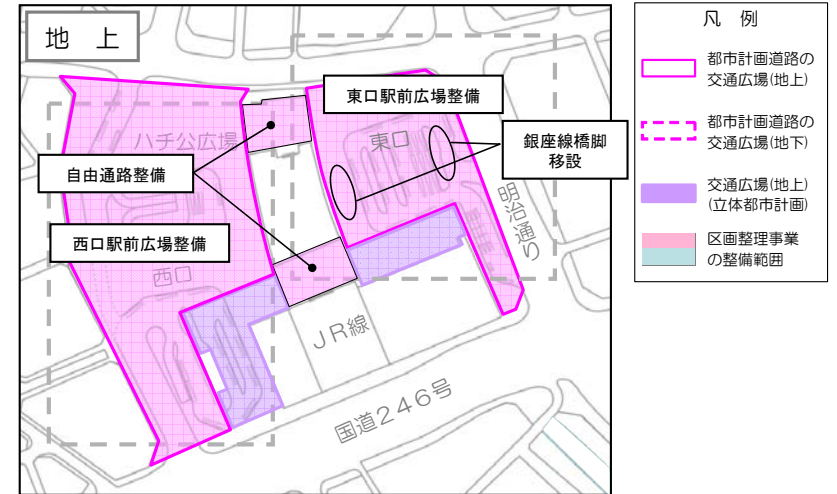
施行前後の状況



駅から出て、東口ハスターミナルを望むイメージ
 出典：「渋谷駅街区基盤整備都市計画変更のあらまし」

施行前		施行後	
種目	面積	種目	面積
公共 道路・広場	3.52 ha	公共 道路・広場	3.68 ha
河川(渋谷川)	0.27 ha	河川(水辺空間)	0.27 ha
小計	3.79 ha	小計	3.95 ha
宅地	1.69 ha	宅地	1.53 ha
合計	5.48 ha	合計	5.48 ha

整備の内容



※「渋谷駅街区基盤整備都市計画変更のあらまし」を修正

4. 事業スケジュール

